

平成28年6月17日

各 位

会 社 名 蛇の目ミシン工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 大場 道夫
(コード：6445、東証第一部)
問合せ先 総務部長 大島 毅之
(TEL. 042-661-3071)

内部統制システム基本方針の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年6月17日開催の取締役会において、「内部統制システム基本方針」を一部変更することを決議いたしましたので、下記の通り変更後の内容をお知らせします。

記

当社及び当社グループは、企業の社会的責任を果たすにはコーポレート・ガバナンスの充実が不可欠であるとの認識のもと、各ステークホルダー（利害関係者）の皆様と健全で良好な関係を維持しつつ、業務の適正性、財務報告の信頼性を確保するとともに、関係法令、定款等を順守する経営を実現してまいります。

そのため、以下の内部統制に向けた管理体制を確立しております。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保

イ) 全ての役職員が「世界の人々の豊かで創造的な生活の向上を目指し、常に価値ある商品とサービスの提供を通じて社会・文化の向上に貢献する」という企業理念のもと、「ジャノメグループ行動憲章」を定め、あらゆる法令・社会的規範を厳格に順守し、公正・透明な企業活動を展開してまいります。

ロ) コンプライアンス委員会、P L（製造物責任）委員会、内部通報委員会、個人情報管理委員会、リスク管理委員会を設置し、迅速かつ効率的な運営を行い、定期的に取り締役員会・常務会に報告いたします。なお、重大案件につきましては、適宜、取締役会・監査等委員会に報告いたします。

・コンプライアンス委員会：取締役を委員長に、取締役、執行役員で構成し、コンプライアンスに関する重要案件を審議いたします。

・P L 委 員 会：取締役を委員長に、関連部門の責任者で構成し、製品に関する安全性等について毎月審議いたします。

・内 部 通 報 委 員 会：取締役を委員長に、社外弁護士を含む委員で構成し、内部通報を受けた場合は、すみやかに審議を行い、社内規定に基づいて厳格に対処いたします。

- ・個人情報管理委員会：取締役を委員長に、部長職を委員に社内横断的メンバーで構成し、社内規定に基づき、個人情報保護計画を策定するとともに、監査、社内研修等を実施します。万一、個人情報の漏洩あるいはそのおそれが生じた場合は、すみやかに厳正なる対処を行います。
 - ・リスク管理委員会：取締役社長を委員長に、部長職以上で構成し、リスク管理計画の企画、立案ならびにリスク調査を行い、対策等について審議いたします。
- ハ) グループ全体の経営の適正化をより推進するため、国内グループ各社の社長会を定期的開催し、グループ各社の業務執行に関する報告、情報交換を行い、コンプライアンス経営についての意思統一を図っております。また、海外グループ各社につきましては、定期的に国際会議を開催し、重要情報の報告と共有化を通じて業務の適正化を図っております。なお、重要な事象が発生した場合には、蛇の目ミシン関係会社管理規定に基づき、速やかに当社へ報告を行うよう義務づけております。
- ニ) 内部監査室は、当社グループの内部統制、コンプライアンス体制及びリスク管理体制の状況確認・監査を行っており、内部統制状況等を定期的に取り締役会・監査等委員会に報告いたします。
- ホ) 当社グループの役職員が法令等違反行為について直接通報を行うことができる体制を整備しております。
- (2) 取締役の職務執行の効率性の確保
- イ) 取締役会（原則月1回開催）において、経営に関わる重要事項の決定と取締役の職務執行状況の監督を行っております。
- ロ) 取締役会の下に、常務会（原則月2回開催）を置き、重要事項について審議するとともに、特に重大な案件につきましては取締役会に上程し意思決定しております。
- ハ) 執行役員以上をメンバーとする経営戦略会議（毎月開催）において、各部門における諸課題について、十分な検討・協議等を行っております。
- ニ) グループ各社の自主性と独立性を確保するなかで、グループ経営計画を策定し、毎事業年度ごとにグループ全体の重点経営目標及び予算配分等を定めグローバルな視点から効率的な経営を行っております。
- (3) 損失の危険の管理
- イ) リスク管理規定に基づき、グループ全体のリスク管理を行っております。また、定期的なリスクに関する事項についてリスク管理委員会で報告・審議を行います。
- ロ) 社内稟議規定に定める稟議決裁手続きにより、代表取締役社長または担当役員の決裁を得たうえで、業務を執行しております。
- ハ) 与信管理規定、資産に関するリスク管理規定等に基づき、取引先等に対する厳格な与信管理・リスク管理を実施し、重要事項は適宜常務会に報告しております。

- (4) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
監査等委員会の職務を補助する使用人を監査等委員会事務局に置くことといたします。
なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かないことといたします。
- (5) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の独立性及び指示の実効性の確保に関する事項
- イ) 当該使用人が職務を兼任する場合、兼任職務内容については監査等委員会の同意を要するものといたします。
 - ロ) 当該使用人の人事及びその変更については、監査等委員会の同意を要するものといたします。
 - ハ) 当該使用人は、監査等委員会の職務を補助する職務執行の範囲において、取締役（監査等委員である取締役を除く）の指揮命令系統には属さず、監査等委員会の指揮命令に従うものといたします。
- (6) 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制ならびに監査等委員会の業務が実効的に行われることを確保するための体制
- イ) 監査等委員につきましては、当社と利害関係を持たない独立社外取締役を2名以上指定し、監査等委員会（原則月1回開催）等を通じて、厳正な監査を行います。
 - ロ) 常勤監査等委員は、常務会等重要な会議に出席し、適宜、必要な意見を述べるとともに、監査等委員会は取締役（監査等委員である取締役を除く）より説明、報告を求め、業務が適正に執行されていることを監査いたします。
取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人は、監査等委員会から業務及び財産等に関する報告を求められた場合、適切に報告を行います。
 - ハ) 監査等委員会は、内部監査室、経理部、管理部門等と緊密な連携を保つため、定期的に報告会を開催し、意見交換する等、監査が実効的に行われる体制を確保するとともに、役職員は、監査等委員会の求めに応じて、詳細な報告を行います。また、法令等の違反行為等、著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、監査等委員会に対して報告を行います。
 - ニ) 監査等委員会への情報提供を理由とした使用人等に対する不利益な処遇を行うことを禁止いたします。
 - ホ) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、監査等委員会の求めに応じた予算を設けております。また、監査等委員会がその職務の執行について、費用の前払い等の請求をした場合、職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担いたします。

(7) 財務報告の信頼性の確保

- イ) 財務会計に関する社内規定に基づき、各部門長の自律的かつ厳正な管理の徹底を基本としつつ、統制機能の有効性、資産評価の適正性、財務報告の信頼性等を確認するため、定期的に、取締役会及び監査等委員会に報告いたします。
- ロ) 重要と思われる事案につきましては、会計監査人に相談、報告を行い、適正かつ適切な処理を行っております。
- ハ) 金融商品取引法の定めによる財務報告に係る内部統制について、内部監査室が実施する内部統制監査により、内部統制機能の有効性、財務報告の信頼性の向上を図っております。
- ニ) 決算説明会を含むIR活動ならびにウェブサイト等を通じた情報提供により経営の透明性を確保しております。
- ホ) 決算発表ならびに株主総会の早期化を実施するとともに、四半期決算情報の開示を行うなど、迅速・的確な情報開示を行っております。

(8) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理

株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書、契約書、会計帳簿、税務署その他の行政機関ならびに証券取引所に提出した書類の写し等、職務執行に関する文書（電磁的記録を含みます。）については、関係法令及び社内規定に基づき適正に保存・管理しております。

(9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体等とは一切関係を持たず、組織的に毅然と対応いたします。総務部を担当部署とし、反社会的勢力について情報を一元管理するとともに、警察等の外部機関等との連携強化に努め、各種研修への積極的な参加等により社内啓発活動に努めます。反社会的勢力による接触、不当要求、または妨害行為が発生した場合は、速やかに警察、顧問弁護士等と協議のうえ組織的に法的な対応を行ってまいります。

以 上